

2026年度の指導

コロナ禍を経て個別指導等が元通りに

診療報酬改定の影響で4月から実施の可能性も

個別指導の実施等を定めた指導大綱では、集団的個別指導は全医療機関の上位8%、個別指導は4%にあたる数を対象とすることなどを定めています。

一方、新型コロナの流行後は感染拡大の防止のほか、患者の増減や発熱外来の開設の有無による平均点数のパラツキが生じ、実態にあわなくなったことから、集団的個別指導は動画視聴も可、個別指導は再指導等に限られた結果、件数は激減しました。

このような取扱いを可能としたのは、厚労省が指導対象医療機関を選定する範囲を狭めてもよいとする事務連絡を发出していたからです。しかし、2月末においても、新たな事務連絡の存在が未確認であるため、2026年度からは新型コロナの影響は考慮されないことが予測されます。

従前の指導大綱に従って、指導が実施されるとすれば、個別指導の場

合は、総選定数が年度初めに決まり、昨年度に実施された個別指導で再指導になった医療機関、情報提供のあった医療機関が優先して選定され、あとは、総選定数に達する程度まで、一昨年度に実施された集団的個別指導を受けた医療機関の中から選定されるという運びになります。集団的個別指導は、昨年度の平均点数の1.2倍を超えた医療機関の中から一定数が選定されます(QRコードを参照)。いずれも、高点数医療機関を狙い撃ちにする選定であり、「高点数が必ずしも悪いことではない」としながら選定方法が変わる見込みはありません。その他、新規の個別指導、更新時集団指導も実施される見込みで、計画が分かり次第お伝えします。

左下の表は個別指導の実施通知が届いてから実際指導に至るまでの流れを示しています。指導に対する相談等は協会までお問い合わせください。



[資料] 早わかり!個別指導・新規個別指導への対応

☆個別指導の流れ、医療機関での対応をまとめました。

文責:長崎県保険医協会社保審査対策部

指導実施通知が届いたら (1カ月前)	医療機関での対応 ～「しっかり準備」で安心を～
①指定の曜日・時間で開診しないかを確認 ②悩まず協会に相談を ③選定理由の想定を ※九州厚生局長崎事務所に問い合わせると、自院の平均点数が何点なのか、知ることができます。	①産業医や学校検診等の「正当な理由」による日程の変更申出は、指導拒否にはなりません。 ②必要があれば弁護士同行を検討。協会から資料の提供やアドバイスができます。 ③2年前に集団的個別指導に選定されていたれば、今回の理由は高点数が想定されます。
指導の制度・仕組みに理解を 指導当日または当日の流れなどの仕組みを理解しましょう。予備知識を得ることで安心感が生まれます。	①保団連「保険医のための審査、指導、監査対策」(医科)、「カルテ記載を中心とした指導対策テキスト」(歯科)をご活用下さい。 ②実際に経験した先生の助言も有効です。
カルテや帳票類の整備を ①実施通知で示された帳票類の整備には早めに取り組みましょう。 ②施設基準の届出を行っている場合は、院内掲示例を示さなければなりません。	①通知に記載された書類に不明な点があれば、九州厚生局長崎事務所に問い合わせましょう。 ②具備すべき帳票類で不備がある場合は、協会に相談しましょう。
1週間前:カルテ20人分の連絡(注:新規10人) ①午後17時 FAXが届きます。それ以降は20人分のカルテを整備しましょう。事実と反することは改ざんですが、診療の実態に沿った追記は整備です。 ②指導対象の請求月を予測しましょう。 ③医師会・歯科医師会に立会人を照会しましょう。知人であれば安心できます。	①長期療養者がいれば、「〇さんは持参物が膨大なので経過できませんか」と厚生局長崎事務所に相談して下さい(その結果、「直近1年間」となる場合もあります) ②何月分のレセプトを元に指導されるのか、この時点で判断できます。その方法は、協会に問い合わせ下さい。 ③必要であれば、立会人にも事前に相談しましょう。
前日:カルテ10人分の連絡(注:新規はなし) ※上記①の対応と同様。予測対象月が誤っていないかも確認しましょう。なお、対象患者は午前中にFAXが届きます。 ①録音も、弁護士同行も事前申出が必要。 ②保険診療は保険医が責任を負います。	①録音は前日までに申し込みましょう。 ②日頃は事務任せでも最終責任は保険医です。事前に医療機関としての意志統一が大切です。
当日 ①指導前に事務的事項として、医療機関の現況が質問されます。 ②指導医療官の指摘を理解すること。 ③指導が終わると講評が行われます。	①内容が不明な場合は協会に照会しましょう。事前に回答メモを用意すると安心です。 ②点数表を持参し、わからない場合は「どこに書いていますか」等と質問して下さい。 ③ここでの指摘が後日結果通知で示されます。しっかりとメモをして持ち帰りましょう。
概ね3週間～1カ月後 ①指導結果通知が届いたら、 ア 結果の確認 イ 指摘事項の内容の確認 ウ 改善計画書及び自主返還への対応	①結果は、「概ね妥当」、「経過観察」、「再指導」、「要監査」の4種類です。 ア 「概ね妥当」はここで完結です。「経過観察」は、期間中に改善したと判断されれば、指導は完結します。「再指導」は概ね1年後に改めて指導です。 イ 納得できない内容や当日指摘された覚えのない内容があった場合は、厚生局に問い合わせ、説明を求めましょう。 ウ 改善報告書は医療機関としての率直な対応を記載して下さい。自主返還は納得できるものに限り返還しましょう。
②日常業務から改善	②日頃からのカルテ記載や帳票類の整備が重要です。保険診療への理解を深めるために、協会のセミナーや出版物で学習しましょう。